



## ❖ 地域で支え、再犯防止

～更生保護で悪循環を断つ～

### 第69回 社会を明るくする運動 ～出発式&ふれあい講演会～

犯罪や非行をなくし、社会を明るくする運動の啓発パレード出発式と講演会を行います。

■日時/7月11日(木) 午後1時～3時30分  
(開場:午後0時30分)

■場所/とりぎん文化会館(鳥取市尚徳町)

■内容

○ふくべ砂神太鼓の演奏

○出発式

○講演会

テーマ「支え合い光輝くいのち」

講師:やなせ なな さん(シンガーソングライター)

■入場料/無料

■参加申し込み/不要

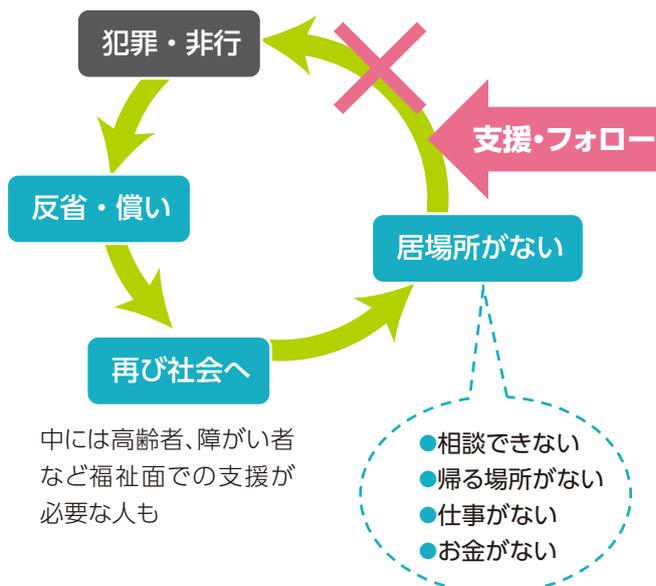
☎ ふれあい講演会実施事務局鳥取保護区保護司会  
☎ 0857-21-3203

犯罪検挙者に占める再犯者の割合は、上昇を続けています。過ちを繰り返させないためには、更生しようとする人を受け入れ、支えること(更生保護)も大切です。

再犯の悪循環を断つには、仕事や帰る場所の確保、福祉面での支えがカギとなります。こうしたことから、さまざまなボランティアや民間施設が、当事者の相談に乗り、指導をして孤立を防ぐなど犯罪や非行からの立ち直りを支援しています(下図参照)。

### 「立ち直りを支える更生保護」で再犯防ぐ

犯罪や非行から立ち直ろうとする人を孤立させないため、ボランティアや公的機関が、住まい、就労、相談などの支援を行っています。



中には高齢者、障がい者など福祉面での支援が必要な人も

#### 保護司

保護観察対象者を見守り指導するボランティア

#### 更生保護施設(鳥取県更生保護給産会ほか)

矯正施設(刑務所、少年院など)を出た後、帰る場所がない人に居室や食事を提供、自立指導や援助

#### 鳥取県更生保護女性連盟

女性の立場から、犯罪予防や子どもの健全育成支援をするボランティア

#### BBS会 ※Big Brothers and Sisters

少年たちと兄や姉のような立場で接するボランティア団体

#### 協力雇用主

保護観察対象者を雇用、立ち直りを支援

#### 鳥取県社会生活自立支援センター

#### 鳥取県地域生活定着支援センター

総合的な相談窓口



☎ 県庁福祉保健課 ☎0857-26-7158 ☎ 0857-26-8116 ✉ fukushihoken@pref.tottori.lg.jp

<https://www.pref.tottori.lg.jp/278307.htm>



## ❖ 3原則で原因菌から身を守る ～夏場の食中毒にご用心～

### 食中毒予防の3原則

#### ■ 食品に細菌を「つけない」

- 食材に触れる前に、せっけんで手洗い。
- 清潔な調理器具や食器を使う。
- まな板や包丁は「肉・魚用」と「そのまま食べる野菜用」とに区別して。



#### ■ 食品に付いた細菌を「増やさない」

- 生鮮食品は購入後できるだけ早く冷蔵庫へ。
- 室温での長時間放置は避ける。温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食べる。

#### ■ 食品や調理器具に付いた細菌を「やっつける」

- 食品の中心部を75度以上で1分以上の加熱。  
食肉は中心が褐色、肉汁が透明になるのが目安。
- 使用後の調理器具は洗剤でよく洗った後、熱湯や塩素系漂白剤で消毒。



問 県庁くらしの安心推進課

☎0857-26-7284 📠0857-26-8171

✉kurashi@pref.tottori.lg.jp

<https://www.pref.tottori.lg.jp/43264.htm>



6～9月は、激しい腹痛や嘔吐などを伴う細菌性食中毒が多く発生します。予防するには、細菌を「つけない」「増やさない」「やっつける」。この3原則により、食中毒菌から身を守りましょう。

高温多湿の夏場は、食中毒の原因菌にとって増殖しやすい環境になります。細菌は肉眼で見えませんが、至る所に存在しています。私たちの手や、肉・魚などの生の食材には、表面に細菌が付いてい

るものと考えてください。手に付いた細菌は、指と指の間や爪の間までせっけんでしっかり洗って取り除くと。また、食器やまな板、ふきん、流し台など細菌が増殖しやすいものも丁寧に洗って消毒を。

ここまで徹底しても、食品に細菌が残ることがあります。この場合、食品の中で細菌が増えないよう冷蔵保存、または十分に加熱調理し、早めに食べることが大切です。

## ❖ 一人一人の意識と行動が大切 ～部落差別の解消目指す～

### 人権・同和問題講演会

- 日時/7月19日(金)午後1時30分～3時30分
- 場所/エキパル倉吉(倉吉市上井)
- 演題/「現代の部落差別～部落差別解消への展望～」  
講師:内田龍史さん(関西大学社会学部教授)
- 手話通訳、要約筆記/あり
- 託児サービス/あり。6月28日(金)までに問い合わせ先への申し込みが必要。



### 相談窓口

窓 口	電話番号
県庁人権・同和对策課(鳥取市東町)	0857-26-7677
中部総合事務所地域振興局(倉吉市東蔵城町)	0858-23-3270
西部総合事務所地域振興局(米子市鞆町)	0859-31-9649

メール相談: [jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp)



問 県庁人権・同和对策課

☎0857-26-7074 📠0857-26-8138

✉jinken@pref.tottori.lg.jp

部落差別の解消には、私たち一人一人がこの差別問題を正しく理解し、「差別をしない・させない」との意識をもつて適切に行動することが大切です。

部落差別は歴史的過程で形づくられた身分差別で、日本固有の人権問題です。特定の地域の出身、またはそこに住んでいるというだけで、結婚や就職など日常のさまざまな場面での差別が、今もなお残っています。

こうした問題の早期解決を目指し県は、1970(昭和45)年に、「部落解放月間(7月10日から8月9日)」を制定。期間中は特に、各地で講演会や研修会を行い、部落差別や人権問題を考える機会を提供しています。

今年7月19日に、エキパル倉吉で「人権・同和問題講演会」を開催。また、左記窓口では部落差別や人権に関する相談に応じています。